

暮らしに役立つ法律の話

弁護士法人しらぬひ不知火合同法律事務所

弁護士 杉垣朋子

◎ こんなことはありませんか？

隣の敷地の木が伸びてきて、うちの人に当たり始めた！



さて、どうしましょう・・・？

1 今まで

所有者がわかっているとき

わからないとき

生きているとき

生きていないとき

2 これから

所有者がわかっているとき

民法233条

わからないとき

不在者財産管理人	}	「人」ごとに管理する 例：Aさん名義の田、家、預金、借金など すべて
相続財産管理人		
相続財産清算人		
所有者不明土地管理制度	}	不動産ごとに管理する 例：Aが持っている田、家、預金のうち 家と敷地のみ
管理不全土地管理制度		

3 ほかに

相続登記義務化

相続放棄後の管理責任の改正

◎ 相続の関係ではこんな改正もありました

1 今まで

寄与分や特別受益でもめることも多く、長引いていました

(1) 寄与分とは

「特別の寄与」（民904条の2）

例えば、

- ・ お金ももらわずに被相続人の家業である農業に従事していた
- ・ お金ももらわずに被相続人を自宅ですっと介護していた
- ・ 被相続人の自営の店の改装費用（所有は被相続人）を自分が出した

認められるためには、「特別の」寄与であることが必要

実際の紛争では証拠の有無も問題となる

(2) 特別受益とは

「遺贈」や生前の「贈与」を相続財産に繰り入れる制度（民903条）

例えば、

- ・結婚したときに支度金として300万円もらっていた
- ・相続人が自宅を新築するときに頭金500万円をだしてもらった

※死亡保険金は??

こちらも、証拠が問題となることが多い

2 これから

期間の制限

主張の制限